

悪臭防止法（昭和46年法律第91号。以下「法」という。）第3条の規定にもとづき工場その他の事業場における事業活動に伴って発生する悪臭原因物の排出（漏出を含む。）を規制する地域（以下「規制地域」という。）を次の1のとおり指定し、および法第4条第2項の規定にもとづき当該地域における悪臭原因物の排出にかかる規制基準を次の2のとおり定め、平成24年4月1日から施行する。

なお、関係図面は、青梅市環境経済部環境政策課に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成24年4月1日

青梅市長 竹内俊夫

悪臭防止法の規定にもとづく規制地域の指定および規制基準の設定

1 規制地域

青梅市の全域

2 規制基準

(1) 法第4条第2項各号の規定により定める規制基準を適用する区域は、1に掲げる規制地域全域とし、次に掲げるところにより区分する。

ア 第一種区域 都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域および準住居地域ならびに同号の規定による用途地域として定められていない地域であって第二種区域および第三種区域に該当する区域を除く区域

イ 第二種区域 都市計画法第8条第1項第1号の規定により定められた近隣商業地域、商業地域および準工業地域ならびにこれらの地

域に接する地先および水面

ウ 第三種区域 都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号の規定により定められた工業地域および工業専用地域ならびにこれらの地域に接する地先および水面

(2) 法第 4 条第 2 項第 1 号の規定により定める規制基準は、別表第 1 のとおりとする。

(3) 法第 4 条第 2 項第 2 号の規定により定める規制基準は、(2)に定める規制基準の値を基礎として、悪臭防止法施行規則（昭和 47 年総理府令第 39 号）第 6 条の 2 に定める方法により算出する臭気排出強度または臭気指数とする。ただし、排出口の実高さが 15 メートル以上であって、環境大臣が定める方法により算出される周辺最大建物の高さの 2.5 倍未満である施設にあつては別表第 2 のとおりとし、排出口の実高さが 15 メートル未満の施設にあつては別表第 3 のとおりとする。

(4) 法第 4 条第 2 項第 3 号の規定により定める規制基準は、別表第 4 のとおりとする。

別表第 1

区域の区分	規制基準
第一種区域	臭気指数 10
第二種区域	臭気指数 12
第三種区域	臭気指数 13

別表第 2

区域の区分	規制基準
第一種区域	$q_t = 275 \times H_o^2$
第二種区域	$q_t = 436 \times H_o^2$
第三種区域	$q_t = 549 \times H_o^2$
この式において、 $q_t$ および $H_o$ はそれぞれ次の値を表すものとする。 $q_t$ 排出ガスの臭気排出強度 (単位 温度 0 度、圧力 1 気圧の状態に換算した立方メートル毎分) $H_o$ 排出口の実高さ (単位 メートル)	

### 別表第3

#### 1 排出口の口径が0.6メートル未満の場合

区域の区分	規制基準
第一種区域	臭気指数 31
第二種区域	臭気指数 33
第三種区域	臭気指数 35

#### 2 排出口の口径が0.6メートル以上0.9メートル未満の場合

区域の区分	規制基準
第一種区域	臭気指数 25
第二種区域	臭気指数 27
第三種区域	臭気指数 30

#### 3 排出口の口径が0.9メートル以上の場合

区域の区分	規制基準
第一種区域	臭気指数 22
第二種区域	臭気指数 24
第三種区域	臭気指数 27

### 別表第4

区域の区分	規制基準
第一種区域	臭気指数 26
第二種区域	臭気指数 28
第三種区域	臭気指数 29